明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ハ　精神障害者であって身体合併症を有する患者の治療が行えるよう、精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟であること。

(2)　精神科身体合併症管理加算の注に規定する厚生労働大臣が定める身体合併症を有する患者

別表第七の二に掲げる身体合併症を有する患者

二十六　児童・思春期精神科入院医療管理加算の施設基準

(1)　二十歳未満の精神疾患を有する患者を概ね八割以上入院させる病棟又は治療室であること。

(2)　当該病棟又は治療室に常勤の医師が二名以上配置されており、うち一名以上は精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の規定による指定を受けた医師をいう。以下同じ。）であること。

(3)　当該病棟又は当該治療室を有する病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は当該治療室を有する病棟において、一日に看護を行う看護師の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟又は当該治療室を有する病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

(4)　二十歳未満の精神疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(5)　二十歳未満の精神疾患を有する患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

二十六の二　強度行動障害入院医療管理加算の施設基準等

(1)　強度行動障害入院医療管理加算の施設基準

強度行動障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　強度行動障害入院医療管理加算の対象患者

強度行動障害スコアが十点以上かつ医療度スコアが二十四点以上の患者

二十六の三　重度アルコール依存症入院医療管理加算の施設基準等

(1)　重度アルコール依存症入院医療管理加算の施設基準

アルコール依存症の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　重度アルコール依存症入院医療管理加算の対象患者

入院治療が必要なアルコール依存症の患者

二十六の四　摂食障害入院医療管理加算の施設基準等

(1)　摂食障害入院医療管理加算の施設基準

摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　摂食障害入院医療管理加算の対象患者

重度の摂食障害により著しい体重の減少が認められる患者

二十七　がん診療連携拠点病院加算の施設基準

がん診療連携の拠点となる病院であること。

二十八　栄養管理実施加算の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に常勤の管理栄養士が一名以上配置されていること。

(2)　患者の入院時に患者ごとの栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士、薬剤師、看護師その他の医療従事者が共同して、入院患者ごとの栄養状態、摂食機能及び食形態を考慮した栄養管理計画を作成していること。

(3)　当該栄養管理計画に基づき入院患者ごとの栄養管理を行うとともに、栄養状態を定期的に記録していること。

(4)　当該栄養管理計画に基づき患者の栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

二十八の二　栄養サポートチーム加算の施設基準等

(1)　栄養サポートチーム加算の施設基準

イ　栄養管理に係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　当該加算の対象患者について栄養治療実施計画を作成するとともに、当該患者に対して当該計画が文書により交付され、説明がなされるものであること。

ハ　当該患者の栄養管理に係る診療の終了時に栄養治療実施報告書を作成するとともに、当該患者に対して当該報告書が文書により交付され、説明がなされるものであること。

ニ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

(2)　栄養サポートチーム加算の対象患者

栄養障害の状態にある患者又は栄養管理を行わなければ栄養障害の状態になることが見込まれる患者であって、栄養管理実施加算を算定しているものであること。

二十九　医療安全対策加算の施設基準等

(1)　医療安全対策加算の施設基準

イ　医療安全対策加算１の施設基準

①　医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等が医療安全管理者として配置されていること。

②　当該保険医療機関内に医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制が整備されていること。

③　当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置していること。

ロ　医療安全対策加算２の施設基準

①　医療安全対策に係る研修を受けた専任の薬剤師、看護師等が医療安全管理者として配置されていること。

②　イの②及び③の要件を満たしていること。

(2)　感染防止対策加算の施設基準

イ　医療安全対策加算１に係る届出を行った保険医療機関であること。

ロ　当該保険医療機関内に感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。

三十　褥瘡患者管理加算の施設基準

(1)　適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価の体制がとられていること。

(2)　褥瘡対策を行うにつき適切な設備を有していること。

三十一　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の施設基準

(1)　褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等が褥瘡管理者として配置されていること。

(2)　褥瘡管理者が、褥瘡対策チームと連携して、あらかじめ定められた方法に基づき、個別の患者ごとに褥瘡リスクアセスメントを行っていること。

(3)　褥瘡リスクアセスメントの結果を踏まえ、特に重点的な褥瘡ケアが必要と認められる患者について、主治医その他の医療従事者が共同して褥瘡の発生予防等に関する計画を個別に作成し、当該計画に基づき重点的な褥瘡ケアを継続して実施していること。

(4)　褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制が整備されていること。